

## 第2 検討部会 会議録

会議の名称	第21回 第2 検討部会
開催日時	平成20年6月16日(月)18時00分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、大関委員、石井(邦)委員、高橋委員、篠田委員
会議内容	・第20回検討部会までの検討結果振り返り ・編集委員会からの宿題について議論
会議資料	「第21回検討部会」、「第20回検討部会の検討結果振り返り」、「各部会の提案による条例項目案 比較表」、「各部会における小項目案一覧表」、「編集委員会からの宿題」、「編集委員会への宿題議論の参考資料」、「条例の理念、名称案(平部会長案、石井(邦)委員案、永瀬委員案、小川委員案)/条例絞込み案」
発言内容	<p>・第20回検討部会までの検討結果振り返り 第19回及び第20回の検討部会における検討結果は以下の通り。</p> <p>(1 条例の名称と理念)</p> <p>・第21回検討部会までに、各自の案を考えてくることとする。</p> <p>(3-1 絞込み案について)</p> <p>・大項目「市民」中の「市民参加・協働」まで議論を行った。 ・「各部会の提案による条例項目案 比較表」の大項目「地域のビジョン(川口らしさ)」について、立石委員・大関委員共同案をもとにもう一度案を考えて来ることとなった。</p> <p>(3-2 特に条例に盛り込むべき「川口らしさ」について)</p> <p>・他自治体に比べ活動が活発な町内会が今後も協働のパートナーであること。さらに、町内会は今後も進化し続けるものであること。 ・他自治体に比べ人口比率が高い若年層と外国人が将来的な協働のパートナーであること。</p> <p>(3-3 比較表に不足している(もれている)項目の検討)</p> <p>・特に抜け漏れ項目はない。</p> <p>(4 条例の形式について)</p> <p>- 語尾について ・「ですます調」とする。(ただし、「ですます」調が法律にあっていないか疑問である、という指摘に配慮する。)</p> <p>- 主語をどうするか</p>

・原則主語を入れることとする。

#### ( 5 素案をどの程度のものとするか )

・完全な条文にする必要はないが、条文に近い形とする。資料3 ( 運営調整部会資料6 ) にある20ページ全てを条文に近いものとするはせず、まず最初に除いたり、統合したりして、残ったものを文章化することとする。

#### ( 6 素案作成にあたっての専門家や市の法制担当の位置づけ )

・アドバイザーとして参加していただく。既存の条例との齟齬がある場合には、自治基本条例の性格上、既存条例の問題を整理してもらい既存条例を修正する形とする。

#### ・編集委員会からの宿題について議論

##### < 条例文章化案の作成 >

#### ( 作成方法 )

・事務局たたき台2と、大関委員・立石委員共同案とを参照しながら議論することとする。

#### ( 議員案2ページ：まちづくりのビジョン )

・第1項から第3項までは、ひとつにまとめられるのではないかと。また、5、6も一本化できるのではないかと。  
・まとめる意味は何か。各項は、少しずつ違うことを言っている。ただし、第1項の「地域社会が連携できる」という文言は意味がわからない。  
・全体的に不自然な部分がある。できるだけ少人数の目で、一貫した考えのもとで見直しをする必要があるのではないかと。  
・細部の表現等よりも、まずは内容重視で議論するということが必要だろう。

#### ( 事務局案4ページ：地域との連携 )

・事務局たたき台1をベースとしたい。  
・1 ポツの「町会は市民と議会とのパイプ役を果たすことができる」という文章を「市政へのアクセス」に入れる。  
・2 ポツは「市の学校～」と文頭を改め、採用する。  
・3 ポツは削除する。  
・4 ポツは「町会等の地域単位の組織は、地域単位で市民の意見を市政に反映させます。」とする。「また」以下は削除する。  
・リーダーの話を市民参加協働のところに入れるしかない。

- ・協働の前に市民参加ということばをいれる必要があるのではないか。
- ・3ページの2の市民参加・協働のところ、「市民参加・協働を推進する条例を別に定める。」という表現としたい。
- ・「別に定める」としたところは、今後逐条解説のようなものでどのような条例にするか明確化する必要があるだろう。
- ・リーダーの育成については、3ページに、「まちづくりに参画し、自治能力を高めるように努めます。」とする。
- ・支援の話については、6ページの行政の役割・責務のところに入れられるかもしれない。
- ・たたき台2の第2項は「市は市民によるまちづくり活動の機会を提供すると共に、必要に応じて市民による街づくり活動の支援ができる。」とする。

#### （事務局案4ページ：市政へのアクセス）

- ・たたき台2の第1項について、「立案に当たっては」の後に、「市議会と緊密な連携をとり」と入れたほうが良いのではないか。
- ・たたき台2は、第1項、第2項の主語を市「及び議会」としたい。第1項の後段については、市「又は議会」とする。
- ・審議会を入れるのは疑問だ。
- ・市民が参加する形の審議会もあるので、そのままが良いのではないか。
- ・原則、住民の一定割合以上の政策決定プロセスへの参加という話であり、その点は市の役割にあったはずだ。
- ・単に意見を出すだけの市民参加審議会もあるし、最終的な意思決定にまで市民が関与するものもある。両者は分ける必要があるのではないか。
- ・第3項として「原則として市民を公募するものとする。」と入れたらどうか。
- ・第2項については、「市は市民からの意見提言等が出されたものに対しては、処理、処理経過、処理結果を知らせる。」といった文言を追加したい。
- ・第2項については「提言等が出されたものに対しては、処理経過、処理結果を明確に提出者に伝えとと共に、定期的に提出内容を公表し」という文言を追加する。
- ・第1項の文末は、「原則として」を「公表しなければならない」の前に追加する。

#### （事務局案4ページ：住民投票）

- ・たたき台2では注意すべき事項が読み取れない。ごく普通の取り組みになっている。あえて残して皆さんに議論していただくのはどうか。
- ・たとえば、議会だけ引っ張り出し、「条例が出されたときには、議題について審議し、問題点を明らかにしていきます」という文言を入れたほうが良いのではないか。

- ・朝霞では、住民投票せざるを得なくなった。議題は、市民が「これが必要だ」ということがあれば投票にかける必要があるだろう。市民の総意として決まるものだ。よって、たたき台1の2ポツについては、いらないのではないか。スクリーニングとして署名するかどうかはあると思うが。
- ・書かざるをえないこともあるかなと思う。相当、内容を詰めていかないとイエスノーの判定になるだけだ。
- ・他の部会でも住民投票の議論が出ているので、「ルール」についての言及はそのままにしたらどうか。条例の上にルールを設けないといけないだろう。
- ・個別の住民投票条例は、地方自治法に基づき個別に住民投票でということになる。常設は署名と場合によって議会で審議するということだ。
- ・結論：常設か個別かは他の部会に任せる。住民投票条例を大項目とするか中項目とするかについては、「市民の項目の中項目ではない」という判断をした。

**(議員案7ページ：議会・議員の役割・責務)**

- ・市政をしっかり定義しないと、夕張のようになるのではないか。
- ・財政健全化法によって3セクも含めた自治体財政がチェックされるので、大丈夫ではないか。
- ・2ポツに、その結果を「迅速かつわかりやすく」市民に公表しなければならないと追加したらどうか。
- ・市民について既に定義しているので、「市民等」の「等」を取ったらどうか。
- ・政策提言を明確にする。1ポツの「活動」を「議案議決と政策提言」とする
- ・3ポツの主語を「議会会派及び議員」とする。

**(議員案8ページ：議会の活性化)**

- ・8ページは第1項の主語を議会、会派及び議員にする。2文目には、「議회를」をつける。
- ・たたき台1の1ポツと3ポツを追加する。

**(その他の点について)**

- ・その他の点については、部会長、副部会長、事務局で文章化案を作成することとする。
- ・ただし、「市長」については、第2検討部会で議論していないため、文章化案を出さないこととする。
- ・「評議会、運用検証委員会」、「広報」、「行政監査」、「総合計画との関係性」等については、第2検討部会では議論を行わなかったが、重要な事項なの

	<p>で議論が必要とも考えられる。部会長、副部会長、事務局で可否を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政監査については、制度としては監査制度があっても、実態がどうなっているかわからない。市長、議員及び役所から離れた立場で客観的に市政を見る必要があるだろう。客観的に見る位置で監査とは違った役割が必要だろう。</li> </ul> <p><b>&lt; 条例の名称及び理念について &gt;</b></p> <p><b>(名称)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募という意見があり、それに対して特段異論はなかった。</li> <li>・委員から提出された6案の中では、「明日の豊かな川口を創る自治育成条例」を候補とした。「市民から公募」と併せて、第2部会の案とする。</li> </ul> <p><b>(理念)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念は「市民が主役の街づくり」及び「持続的に発展」の2案とする。</li> </ul> <p><b>&lt; 議論未了部分の取扱について &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長、副部会長及び事務局により、未了部分を議論し、検討を完了させる。</li> <li>・6月17日(火)の16時より開催する。</li> </ul>
次回以降日程	<p>第22回検討部会 7月14日(月)18時00分～20時00分  第23回検討部会 7月28日(月)18時00分～20時00分  川口市職員会館2階 講座室B</p>